

公益財団法人日本スポーツ協会
国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民スポーツ大会に関係する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民スポーツ大会マーク(図形)
- (2) 国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 国民スポーツ大会開催決定地(内定地を含む)都道府県実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)が使用する場合。
 - (3) 開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
 - (4) 国民スポーツ大会開催決定地(内定地を含む)会場地市町村実行委員会(準備委員会を含む)が、大会運営業務遂行上で必要となる場面(名刺、会議資料、看板作成等)で使用する場合。
 - (5) その他本会が国民スポーツ大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
- 2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、標章の無償による使用を承認するものとする。
- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐

れのあるとき。

(6) 使用目的が明らかでないとき。

(7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書(別紙様式2)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会 JAPAN GAMES パートナープログラムに協賛する者が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第 11 条に、JAPAN GAMES パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。

- 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。
- 3 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。
- 4 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
- 5 本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。
- 6 第1項ただし書の場合において、JAPAN GAMES パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。
- 7 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「国民スポーツ大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式3)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
- 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

(承認内容の取消)

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求め

る等適切な措置をとることができる。

- 3 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(非営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第10条 本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民スポーツ大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。

(営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第11条 本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項第17項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任することができるものとする。

- 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。
- 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。

(損失補償等の責任)

第12条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第13条 本規程は、本会国民スポーツ大会委員会における承認の後、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を廃止し、平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月21日から施行する。
3. 本規程は、平成30年4月1日から改定、同日より施行する。
4. 本規程は、平成30年8月30日から改定、同日より施行する。
5. 本規程は、令和元年12月13日から改定、同日より施行する。
6. 本規程は、令和5年4月1日から改定、同日より施行する。
7. 本規程は、令和6年1月1日から改定、同日より施行する。
8. 本規程は、令和7年3月4日から改定、同日より施行する。